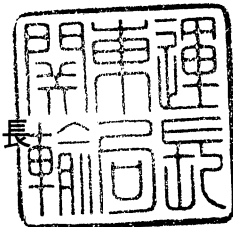




関自旅二第1053号の4  
関自監旅第172号の4  
平成20年7月11日

社団法人 全国個人タクシー協会関東支部長 殿

関東運輸局長



特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する  
増車抑制対策等の措置について

標記について、平成20年7月11日付け国自旅第148号により自動車交通局長から別添1のとおり通知があり、別添2のとおり公示したので参考までに通知する。

別添1・・・通達文

別添2・・・公示文



## 公 示

### 特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について

特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について、下記のとおり定めたので公示する。

平成20年7月11日

関東運輸局長	福本 秀爾
東京運輸支局長	北原 豊
神奈川運輸支局長	島田 昌司
埼玉運輸支局長	北田 耕助
群馬運輸支局長	栗本 久
千葉運輸支局長	佐藤 由祐
茨城運輸支局長	矢田 淑雄
栃木運輸支局長	四月朔日 功一
山梨運輸支局長	荻原 正吾

## 記

### ・ 特定特別監視地域の指定等

#### 1 . 特定特別監視地域の指定

次のいずれかに該当する営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。

- (1) 当該年度に「緊急調整地域の指定等について(平成20年7月11日付け公示)」(以下「地域指定公示」という。)の記1(1) 又は に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域
  
- (2) 当該年度に地域指定公示の記1(1) に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が比較的大きな地域として、概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域

(3) 特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)及び(2)に該当しない営業区域であって、以下の要件のいずれにも該当し、地域の状況を総合的に勘案して供給過剰の進行を防止するために特別の措置を講じることが必要であると地方運輸局長が認める営業区域

人口が概ね5万人以上の都市を含むこと

観光需要その他の流入人口が相当程度存在すると認められること

日車営収又は日車実車キロが、平成13年度と比較して10%以上下回っていること

当該営業区域を含む市町村長又は都道府県知事から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと

## 2. 指定期間等

1. の指定は、原則として、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、1. (1)~(3)までの要件に該当することが明らかになった場合にこれより前に指定することを妨げるものではない。

## 3. タクシー事業構造改善計画

特定特別監視地域においては、当該地域に存する一般乗用旅客自動車運送事業者をその会員とする事業者の団体に対して、次の各事項の記載を含んだタクシー事業構造改善計画を作成させ、これを最寄りの運輸支局に提出させるものとする。

なお、当該計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の場を活用するなどにより、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させるものとする。

(1) 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項

(2) 運転者の労働条件の改善に関する事項

(3) 違法・不適切な経営の排除に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

## 4. 平成19年度に指定した特別監視地域等の指定の解除

平成20年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成19年度に指定した特別監視地域、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域に係る指定について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

## . 増車に関する措置

### 1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の合計数を増加させる事業計画変更（以下「増車」という。）であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき（当該増車の登録のとき）までの提出を求めるとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域の指定時（2年以上継続して指定（準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。）されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における当該事業者の一般車両の合計数（以下「基準車両数」という。）を超えることとなる増車。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、関東運輸局長が別途公示する車両数を基準車両数とすることができる。

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した書類（別紙様式1）

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式2）

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

## 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日までの間に増車の届出を受理するものであって、地域指定をした日の前日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの(当該契約書(写)の提出がある場合に限る。)に限っては適用しないものとする。

### (2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

### (3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の事業計画(事業用自動車の数)変更の事前届出の処理方針について(平成14年1月25日付け公示(平成20年3月27日一部改正))」の記1の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

### (4) 増車実施前の監査の実施

(2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。

当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。

当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分(以下「車両使用停止以上の処分」という。)を課すこととなる法令違反(以下「違反」という。)が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。

ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導(増車見合わせ勧告)

イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、の減車の勧告を行う旨の通知(減車勧告処分の予告)

ウ．ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長が文書により行うものとする。

当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続（減車に係る事業計画変更の届出。以下同じ。）を行うよう運輸支局長が文書により指導する。（減車の勧告）

当該監査を実施した結果、車両使用停止以上の処分を受けた者であって、処分の確定の日から1月を経過した日までの間に減車の手続きを行わない事業者に対しては、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成21年9月30日付け公示）」に定めるところにより、その後の違反行為に係る処分日車数を4倍に加重することとする。

増車を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。

#### （5）運転者確保状況及び実働率の調査

（2）に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。

当該調査を実施した結果、運転者の確保状況又は実働率が次の基準を下回る場合には、増車が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指導する。（増車見合わせ勧告）

ア．一般車両に係る運転者の確保状況 1両当たり1.5人。ただし、地域の標準的な運転者数を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その人数とする。

イ．一般車両に係る実働率 80%。ただし、地域の標準的な実働率を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その率とする。

当該増車の届出による増車が実施された場合には、減車の手続を行うよう運輸支局長が文書により指導する。（減車の勧告）

#### （6）事業計画を履行しない事業者に対する措置

（4）の監査及び（5）の調査が終了したときは、当該事業者に対して、監査及び調査が終了したことと併せて、60日以内に増車の完了を証する書面（自動車検査証の写し）を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。

この場合において、増車見合わせ勧告をするときは、当該勧告の文書により併せて通知するものとする。

特定特別監視地域の指定日以降において、増車の届出を受理してから60日以上経過したにもかかわらず、増車が完了していないと認められるときは、当該事業者に対して、30日以内に増車の完了を証する書面（自動車検査証の写し）を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。

又は により通知した期日までに全部又は一部の増車の完了を証する書面

の提出がなかったときは、当該事業者に対して、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、増車の完了を証する書面の提出がなかった車両数を差し引いた事業計画に変更するよう命令を行うものとする。

(7) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(6)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域(特定特別監視地域を含む。以下同じ。)においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への一般監査(以下「増車監査」という。)の対象としないこととする。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

(2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

地域指定公示の記3の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者(2.による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。)に対し、原則として一般監査及び呼出指導(以下「一般監査等」という。)の対象としないこととする。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。

(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

「自動車運送事業の監査方針について(平成25年9月20日付け公示)」の記3.及び7.の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による一般監査等の対象としないこととする。

. 新規参入に関する措置

## 1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者（業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可を受けようとする者を除く。以下同じ。）に対して、新規許可申請の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や是正の勧告を行う。

### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

### (2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類（別紙様式3）を求めるものとする。

### (3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類

運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式4）

### (4) 運輸開始後の状況の確認等

提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

### (5) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

### (1) 実施地域及び適用開始時期



特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日から1月を経過した日以降に申請を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けている営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日の前日までの間の最低車両数に係る基準の適用については、なお従前の例による。

(2) 新規許可に係る最低車両数基準

「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の許可申請の審査基準について(平成13年11月22日付け公示(平成20年6月30日一部改正))」(以下「審査基準公示」という。)の記4(1)の規定にかかわらず、原則として、次の基準によるものとする。

東京都の特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両  
概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域 30両  
その他の営業区域 20両

(3) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)及び(2)の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。

(4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請について準用するものとする。

3. 社会保険等未加入事業者に対する処分等

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、運輸開始までに健康保険及び厚生年金(以下「社会保険」という。)並びに労働者災害保険(以下「労災保険」という。)及び雇用保険(以下「労災保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。)に加入する旨の条件を付し、未加入事業者に対しては行政処分等を行うこととする。

なお、(5)の関係機関への照会については、平成20年10月1日から実施する。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に申請を受理するものから適用する。

(2) 新規許可に係る法令遵守に関する基準

審査基準公示の記10及び12の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

10. 法令遵守について、(1)及び(2)の規定のほか、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを加える。

12. 適用について、(1)から(4)の規定のほか、運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すことを加える。

(3) 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこととする。

「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」(以下「確認書類」という。)を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

(4) 一般監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、一般監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

一般監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする(関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。)

社会保険については、関係地方社会保険事務局長(地方社会保険事務局保険主管課)に対して、別紙様式5により行う。

労働保険については、関係都道府県労働局長(都道府県労働局総務部(労働保険徴収部)労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課)に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則（平成20年7月11日）  
本公示は、平成20年7月11日以降適用する。

附 則（平成21年7月17日一部改正）  
本公示は、平成21年7月17日以降適用する。

附 則（平成21年8月19日）  
本公示は、平成21年8月19日以降適用する。

附 則（平成21年9月30日一部改正）  
本公示は、平成21年10月1日以降適用する。

附 則（平成22年12月21日一部改正）  
改正後の公示は、平成23年4月1日以降適用する。

附 則（平成25年9月20日一部改正）  
改正後の公示は、平成25年10月1日以降適用する。

特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（新旧対照表）

別紙

改正	現 行
<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p> <p style="text-align: center;">平成20年7月11日</p>	<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p> <p style="text-align: center;">平成20年7月11日</p>
<p>I. ～II. 2. 略</p> <p>3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例                  特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への<u>一般</u>監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。</p> <p>(1) 実施地域及び適用開始時期                  特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>(2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置                  地域指定公示の記3の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。</p> <p>4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例                  特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（III. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として<u>一般</u>監査及び<u>呼出し指導</u>（以下「<u>一般</u>監査等」という。）の対象としないこととする。</p> <p>(1) 実施地域及び適用開始時期                  特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置                  「<u>自動車運送事業の監査方針について（平成25年9月20日付け公示）</u>」の記3. ⑭及び⑰の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による<u>一般</u>監査等の対象としないこととする。</p> <p>III. 1～III. 3. (3) 略</p>	<p>I. ～II. 2. 略</p> <p>3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例                  特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への<u>巡回</u>監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。</p> <p>(1) 実施地域及び適用開始時期                  特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>(2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置                  地域指定公示の記3の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。</p> <p>4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例                  特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（III. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として<u>巡回</u>監査、<u>呼び出し監査</u>及び<u>呼び出し指導</u>（以下「<u>巡回</u>監査等」という。）の対象としないこととする。</p> <p>(1) 実施地域及び適用開始時期                  特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>(2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置                  「<u>旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月30日付け公示）</u>」の記1(2)⑩、(3)⑪及び(4)の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による<u>巡回</u>監査等の対象としないこととする。</p> <p>III. 1～III. 3. (3) 略</p>

(4) 一般監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、一般監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

一般監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする（関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。）。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙様式5により行う。
- ② 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則 （平成22年12月21日）

改正後の公示は、平成23年4月1日以降適用する。

附 則 （平成25年9月20日）

改正後の公示は、平成25年10月1日以降適用する。

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする（関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。）。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙様式5により行う。
- ③ 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対して社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則 （平成22年12月21日）

改正後の公示は、平成23年4月1日以降適用する。

○特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

改 正	現 行
<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p> <p>平成20年7月11日</p>	<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p> <p>平成20年7月11日</p>
<p>I. ～II. 3. 略</p> <p>4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例            特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導（以下「巡回監査等」という。）の対象としないこととする。</p> <p>（1）実施地域及び適用開始時期            特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>（2）減車実施事業者に対する監査の特例措置            「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月30日付け公示）」の記1（2）⑯、（3）⑪及び（4）の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による巡回監査等の対象としないこととする。</p> <p>Ⅲ. 略</p>	<p>I. ～II. 3. 略</p> <p>4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例            特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導（以下「巡回監査等」という。）の対象としないこととする。</p> <p>（1）実施地域及び適用開始時期            特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。</p> <p>（2）減車実施事業者に対する監査の特例措置            「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月30日付け公示）」の記1（2）⑯、（3）⑨及び（4）の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による巡回監査等の対象としないこととする。</p> <p>Ⅲ. 略</p>
<p>附 則 （平成20年7月11日）            本公示は、平成20年7月11日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年7月17日）            本公示は、平成21年7月17日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年8月19日）            本公示は、平成21年8月19日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年9月30日）            本公示は、平成21年10月1日以降適用する。</p>	<p>附 則 （平成20年7月11日）            本公示は、平成20年7月11日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年7月17日）            本公示は、平成21年7月17日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年8月19日）            本公示は、平成21年8月19日以降適用する。</p> <p>附 則 （平成21年9月30日）            本公示は、平成21年10月1日以降適用する。</p>

附 則 (平成22年12月21日)

改正後の公示は、平成23年4月1日以降適用する。

○特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

改 正	現 行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について</p> <p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成20年7月11日</p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 福本 秀爾                  東京運輸支局長 北原 豊                  神奈川運輸支局長 島田 昌司                  埼玉運輸支局長 北田 耕助                  群馬運輸支局長 栗本 久                  千葉運輸支局長 佐藤 由祐                  茨城運輸支局長 矢田 淑雄                  栃木運輸支局長 四月朔日 功一                  山梨運輸支局長 荻原 正吾             </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. 特定特別監視地域の指定等</p> <p>1. 特定特別監視地域の指定</p> <p>次のいずれかに該当する営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。</p> <p>(1) 当該年度に「緊急調整地域の指定等について（平成20年7月11日付け公示）」（以下「地域指定公示」という。）の記1(1)①又は②に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域</p> <p>(2) 当該年度に地域指定公示の記1(1)③に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が比較的大きな地域として、</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する 増車抑制対策等の措置について</p> <p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成20年7月11日</p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 福本 秀爾                  東京運輸支局長 北原 豊                  神奈川運輸支局長 島田 昌司                  埼玉運輸支局長 北田 耕助                  群馬運輸支局長 栗本 久                  千葉運輸支局長 佐藤 由祐                  茨城運輸支局長 矢田 淑雄                  栃木運輸支局長 四月朔日 功一                  山梨運輸支局長 荻原 正吾             </p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>I. 特定特別監視地域の指定等</p> <p>1. 特定特別監視地域の指定</p> <p>次のいずれかに該当する営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。</p> <p>(1) 当該年度に「緊急調整地域の指定等について（平成20年7月11日付け公示）」（以下「地域指定公示」という。）の記1(1)①又は②に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域</p> <p>(2) 当該年度に地域指定公示の記1(1)③に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が比較的大きな地域として、</p>



概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域

(3) 特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)及び(2)に該当しない営業区域であって、以下の要件のいずれにも該当し、地域の状況を総合的に勘案して供給過剰の進行を防止するために特別の措置を講じることが必要であると地方運輸局長が認める営業区域

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと
- ② 観光需要その他の流入人口が相当程度存在すると認められること
- ③ 日車營收又は日車実車キロが、平成13年度と比較して10%以上下回っていること
- ④ 当該営業区域を含む市町村長又は都道府県知事から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと

## 2. 指定期間等

原則として、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、1. (1)～(3)までの要件に該当することが明らかになった場合にこれより前に指定することを妨げるものではない。

## 3. タクシー事業構造改善計画

特定特別監視地域においては、当該地域に存する一般乗用旅客自動車運送事業者をその会員とする事業者の団体に対して、次の各事項の記載を含んだタクシー事業構造改善計画を作成させ、これを最寄りの運輸支局に提出させるものとする。

なお、当該計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の場を活用するなどにより、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させるものとする。

- (1) 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項
- (2) 運転者の労働条件の改善に関する事項
- (3) 違法・不適切な経営の排除に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

## 4. 平成19年度に指定した特別監視地域等の指定の解除

平成20年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成19年度に指定した特別監視地域、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域に係る指定について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

## II. 増車に関する措置

### 1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の合計数を増加させる事業計画変更（以

概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域

(3) 特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)及び(2)に該当しない営業区域であって、以下の要件のいずれにも該当し、地域の状況を総合的に勘案して供給過剰の進行を防止するために特別の措置を講じることが必要であると地方運輸局長が認める営業区域

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと
- ② 観光需要その他の流入人口が相当程度存在すると認められること
- ③ 日車營收又は日車実車キロが、平成13年度と比較して10%以上下回っていること
- ④ 当該営業区域を含む市町村長又は都道府県知事から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと

## 2. 指定期間等

原則として、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、1. (1)～(3)までの要件に該当することが明らかになった場合にこれより前に指定することを妨げるものではない。

## 3. タクシー事業構造改善計画

特定特別監視地域においては、当該地域に存する一般乗用旅客自動車運送事業者をその会員とする事業者の団体に対して、次の各事項の記載を含んだタクシー事業構造改善計画を作成させ、これを最寄りの運輸支局に提出させるものとする。

なお、当該計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の場を活用するなどにより、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させるものとする。

- (1) 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項
- (2) 運転者の労働条件の改善に関する事項
- (3) 違法・不適切な経営の排除に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

## 4. 平成19年度に指定した特別監視地域等の指定の解除

平成20年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成19年度に指定した特別監視地域、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域に係る指定について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

## II. 増車に関する措置

### 1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の合計数を増加させる事業計画変更（以

下「増車」という。)であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき(当該増車の登録のとき)までの提出を求めることとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域の指定時(2年以上継続して指定(準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。)されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。)における当該事業者の一般車両の合計数(以下「基準車両数」という。)を超えることとなる増車。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、関東運輸局長が別途公示する車両数を基準車両数とすることができる。

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した書類(別紙様式1)

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類(別紙様式2)

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

下「増車」という。)であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき(当該増車の登録のとき)までの提出を求めることとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域の指定時(2年以上継続して指定(準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。)されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。)における当該事業者の一般車両の合計数(以下「基準車両数」という。)を超えることとなる増車。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、関東運輸局長が別途公示する車両数を基準車両数とすることができる。

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した書類(別紙様式1)

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類(別紙様式2)

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

## 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日までの間に増車の届出を受理するものであって、地域指定をした日の前日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの（当該契約書（写）の提出がある場合に限る。）に限っては適用しないものとする。

## (2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

## (3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の処理方針について（平成14年1月25日付け公示（平成20年3月27日一部改正）」の記1の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

## (4) 増車実施前の監査の実施

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。
- ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
- ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分（以下「車両使用停止以上の処分」という。）を課すこととなる法令違反（以下「違反」という。）が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
  - ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導（増車見合わせ勧告）。
  - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、④の減車の勧告を行う旨の通知（減車勧告処分の予告）。
  - ウ. ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長が文書により行うものとする。
- ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続（減車に係る事業計画変更の届出。以下同じ。）を行

## 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日までの間に増車の届出を受理するものであって、地域指定をした日の前日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの（当該契約書（写）の提出がある場合に限る。）に限っては適用しないものとする。

## (2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

## (3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の処理方針について（平成14年1月25日付け公示（平成20年3月27日一部改正）」の記1の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

## (4) 増車実施前の監査の実施

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。
- ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
- ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分（以下「車両使用停止以上の処分」という。）を課すこととなる法令違反（以下「違反」という。）が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
  - ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導（増車見合わせ勧告）。
  - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、④の減車の勧告を行う旨の通知（減車勧告処分の予告）。
  - ウ. ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長が文書により行うものとする。
- ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続（減車に係る事業計画変更の届出。以下同じ。）を行

うよう運輸支局長が文書により指導する。(減車の勧告)

- ⑤ 当該監査を実施した結果、車両使用停止以上の処分を受けた者であって、処分の確定の日から1月を経過した日までの間に減車の手続きを行わない事業者に対しては、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月30日付け公示)」に定めるところにより、その後の違反行為にかかる処分日車数を4倍に加重することとする。
- ⑥ 増車を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。

(5) 運転者確保状況及び実働率の調査

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。
- ② 当該調査を実施した結果、一般車両に係る運転者の確保状況又は実働率が次の基準を下回る場合には、増車が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指導する。(増車見合わせ勧告)
- ア. 一般車両に係る運転者の確保状況 1両当たり1.5人。ただし、地域の標準的な運転者数を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その人数とする。
- イ. 一般車両に係る実働率 80%。ただし、地域の標準的な実働率を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その率とする。
- ③ 当該増車の届出による増車が実施された場合には、減車の手続きを行うよう運輸支局長が文書により指導する。(減車の勧告)

(6) 事業計画を履行しない事業者に対する措置

- ① (4)の監査及び(5)の調査が終了したときは、当該事業者に対して、監査及び調査が終了したと併せて、60日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。この場合において、増車見合わせ勧告をするときは、当該勧告の文書により併せて通知するものとする。
- ② 特定特別監視地域の指定日以降において、増車の届出を受理してから60日以上経過したにもかかわらず、増車が完了していないと認められるときは、当該事業者に対して、30日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。
- ③ ①又は②により通知した期日までに全部又は一部の増車の完了を証する書面の提出がなかったときは、当該事業者に対して、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、増車の完了を証する書面の提出がなかった車両数を差し引いた事業計画に変更するよう命令を行うものとする。

(7) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(6)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付さ

うよう運輸支局長が文書により指導する。(減車の勧告)

- ⑤ 当該監査を実施した結果、違反が確認された事業者であって、③及び④の措置を講じたにもかかわらず、処分の確定の日から1月を経過した日までの間に減車の手続きを行わない事業者に対しては、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成14年1月31日付け公示(平成20年7月11日一部改正))」に定めるところにより、その後の違反行為にかかる処分日車数を4倍に加重することとする。
- ⑥ 増車を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。

(5) 運転者確保状況及び実働率の調査

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。
- ② 当該調査を実施した結果、一般車両に係る運転者の確保状況又は実働率が次の基準を下回る場合には、増車が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指導する。(増車見合わせ勧告)
- ア. 一般車両に係る運転者の確保状況 1両当たり1.5人。ただし、地域の標準的な運転者数を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その人数とする。
- イ. 一般車両に係る実働率 80%。ただし、地域の標準的な実働率を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その率とする。
- ③ 当該増車の届出による増車が実施された場合には、減車の手続きを行うよう運輸支局長が文書により指導する。(減車の勧告)

(6) 事業計画を履行しない事業者に対する措置

- ① (4)の監査及び(5)の調査が終了したときは、当該事業者に対して、監査及び調査が終了したと併せて、60日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。この場合において、増車見合わせ勧告をするときは、当該勧告の文書により併せて通知するものとする。
- ② 特定特別監視地域の指定日以降において、増車の届出を受理してから60日以上経過したにもかかわらず、増車が完了していないと認められるときは、当該事業者に対して、30日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。
- ③ ①又は②により通知した期日までに全部又は一部の増車の完了を証する書面の提出がなかったときは、当該事業者に対して、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、増車の完了を証する書面の提出がなかった車両数を差し引いた事業計画に変更するよう命令を行うものとする。

(7) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(6)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付さ

れた事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

### 3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

地域指定公示の記3の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

### 4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導（以下「巡回監査等」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成21年9月30日付け公示）」の記1(2)⑯、(3)⑨及び(4)の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、これらの規定による巡回監査等の対象としないこととする。

## Ⅲ. 新規参入に関する措置

### 1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者（業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可を受けようとする者を除く。以下同じ。）に対して、新規許可申請の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や是正の勧告を行う。

れた事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

### 3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

地域指定公示の記3及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて（平成14年1月31日付け公示（平成17年12月15日一部改正））」（以下「監査細部取扱通達」という。）の記1(2)⑥の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

### 4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者（Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。）に対し、原則として巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導（以下「巡回監査等」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

監査細部取扱通達の記1(2)⑬、(3)⑤及び(4)の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、巡回監査等の対象としないこととする。

## Ⅲ. 新規参入に関する措置

### 1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者（業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可を受けようとする者を除く。以下同じ。）に対して、新規許可申請の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や是正の勧告を行う。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

## (2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類（別紙様式3）を求めるとする。

## (3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類

運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式4）

## (4) 運輸開始後の状況の確認等

提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

## (5) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日から1月を経過した日以降に申請を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けている営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日の前日までの間の最低車両数に係る基準の適用については、なお従前の例による。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

## (2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類（別紙様式3）を求めるとする。

## (3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類

運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式4）

## (4) 運輸開始後の状況の確認等

提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

## (5) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日から1月を経過した日以降に申請を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けている営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日の前日までの間の最低車両数に係る基準の適用については、なお従前の例による。

## (2) 新規許可に係る最低車両数基準

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請の審査基準について（平成13年11月22日付け公示（平成20年6月30日一部改正））」（以下「審査基準公示」という。）の記4（1）の規定にかかわらず、原則として、次の基準によるものとする。

- ① 東京都の特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両
- ② 概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- ③ その他の営業区域 20両

## (3) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)及び(2)の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。

## (4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請について準用するものとする。

## 3. 社会保険等未加入事業者に対する処分等

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、運輸開始までに健康保険及び厚生年金（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下「労災保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）に加入する旨の条件を付し、未加入事業者に対しては行政処分等を行うこととする。

なお、(5)の関係機関への照会については、平成20年10月1日から実施する。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に申請を受理するものから適用する。

## (2) 新規許可に係る法令遵守に関する基準

審査基準公示の記10及び12の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 10. 法令遵守について、(1)及び(2)の規定のほか、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを加える。
- ② 12. 適用について、(1)から(4)の規定のほか、運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すことを加える。

## (3) 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこととする。

- ① 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」(以下「確認書類」という。)を添付させ、運輸開始日から

## (2) 新規許可に係る最低車両数基準

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請の審査基準について（平成13年11月22日付け公示（平成20年6月30日一部改正））」（以下「審査基準公示」という。）の記4（1）の規定にかかわらず、原則として、次の基準によるものとする。

- ① 東京都の特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両
- ② 概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域 30両
- ③ その他の営業区域 20両

## (3) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)及び(2)の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。

## (4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請について準用するものとする。

## 3. 社会保険等未加入事業者に対する処分等

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、運輸開始までに健康保険及び厚生年金（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下「労災保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）に加入する旨の条件を付し、未加入事業者に対しては行政処分等を行うこととする。

なお、(5)の関係機関への照会については、平成20年10月1日から実施する。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に申請を受理するものから適用する。

## (2) 新規許可に係る法令遵守に関する基準

審査基準公示の記10及び12の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 10. 法令遵守について、(1)及び(2)の規定のほか、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを加える。
- ② 12. 適用について、(1)から(4)の規定のほか、運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すことを加える。

## (3) 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこととする。

- ① 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」(以下「確認書類」という。)を添付させ、運輸開始日から

社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

- ② 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする（関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。）。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙様式5により行う。  
 ② 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則 （平成20年7月11日）

本公示は、平成20年7月11日以降適用する。

附 則 （平成21年7月17日）

本公示は、平成21年7月17日以降適用する。

附 則 （平成21年8月19日）

本公示は、平成21年8月19日以降適用する。

附 則 （平成21年9月30日）

本公示は、平成21年10月1日以降適用する。

社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

- ② 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする（関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。）。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙様式5により行う。  
 ② 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則 （平成20年7月11日）

本公示は、平成20年7月11日以降適用する。

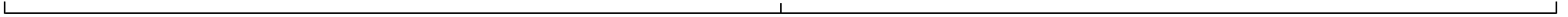
附 則 （平成21年7月17日）

本公示は、平成21年7月17日以降適用する。

附 則 （平成21年8月19日）

本公示は、平成21年8月19日以降適用する。





公 示

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」の一部改正について

平成20年7月11日付けにて公示した「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」を下記のとおり一部改正したので公示する。

平成21年8月19日

関東運輸局長	神谷 俊広
東京運輸支局長	矢田 淑雄
神奈川運輸支局長	石橋 健
埼玉運輸支局長	上岡 一雄
群馬運輸支局長	栗本 久
千葉運輸支局長	飯村 勉
茨城運輸支局長	鬼沢 秀通
栃木運輸支局長	四月朔日 功一
山梨運輸支局長	春原 俊男

記

Ⅱ. 2. (6)を(7)に改め、(5)の次に以下の事項を追加するとともに、(7)の本文中、(5)を(6)に改める。

(6) 事業計画を履行しない事業者に対する措置

- ① (4)の監査及び(5)の調査が終了したときは、当該事業者に対して、監査及び調査が終了したことと併せて、60日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。この場合において、増車見合わせ勧告をするときは、当該勧告の文書により併せて通知するものとする。
- ② 特定特別監視地域の指定日以降において、増車の届出を受理してから60日以上経過したにもかかわらず、増車が完了していないと認められるときは、当該事業者に対して、30日以内に増車の完了を証する書面(自動車検査証の写し)を提出するよう運輸支局長が文書により通知するものとする。
- ③ ①又は②により通知した期日までに全部又は一部の増車の完了を証する書面の提出がなかったときは、当該事業者に対して、道路運送法第31条第1号の規定に基づき、増車の完了を証する書面の提出がなかった車両数を差し引いた事業計画に変更するよう命令を行うものとする。

附 則 (平成21年8月19日一部改正)

本公示は、平成21年8月19日以降適用する。

## 公 示

### 「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」の一部改正について

平成20年7月11日付けにて公示した「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について」を下記のとおり一部改正したので公示する。

平成21年7月17日

関東運輸局長	神谷 俊広
東京運輸支局長	矢田 淑雄
神奈川運輸支局長	石橋 健
埼玉運輸支局長	上岡 一雄
群馬運輸支局長	栗本 久
千葉運輸支局長	飯村 勉
茨城運輸支局長	鬼沢 秀通
栃木運輸支局長	四月朔日 功一
山梨運輸支局長	春原 俊男

## 記

1. I. 1. (3)を次のとおり改める。

特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)及び(2)に該当しない営業区域であって、以下の要件のいずれにも該当し、地域の状況を総合的に勘案して供給過剰の進行を防止するために特別の措置を講じることが必要であると地方運輸局長が認める営業区域

- ① 人口が概ね5万人以上の都市を含むこと
- ② 観光需要その他の流入人口が相当程度存在すると認められること
- ③ 日車営収又は日車実車キロが、平成13年度と比較して10%以上下回っていること
- ④ 当該営業区域を含む市町村長又は都道府県知事から、国土交通大臣に対して、当該地域を指定することについて要請があったこと

2. I. 2. のただし書き、「平成20年度の指定については、平成20年7月11日に指定するものとする。」を「1. (1)～(3)までの要件に該当することが明らかになった場合にこれより前に指定することを妨げるものではない。」に改める。

3. III. 3. 本文中、「労働保険及び雇用保険」を「労災保険及び雇用保険」に、「具体的な照会手続等に関し、本省と関係省庁との間で引き続き協議が必要なため、照会開始時期は別途通知する。」を「平成20年10月1日から実施する。」にそれぞれ改める。

附 則 （平成21年7月17日一部改正）  
本公示は、平成21年7月17日以降適用する。

○特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について

制 定	廃 止
公 示	公 示
<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p>	<p>平成19年度の特別監視地域の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について</p>
<p>特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成20年7月11日</p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 福本 秀爾                  東京運輸支局長 北原 豊                  神奈川運輸支局長 島田 昌司                  埼玉運輸支局長 北田 耕助                  群馬運輸支局長 栗本 久                  千葉運輸支局長 佐藤 由祐                  茨城運輸支局長 矢田 淑雄                  栃木運輸支局長 四月朔日 功一                  山梨運輸支局長 荻原 正吾             </p>	<p>平成19年度の特別監視地域の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について、下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>平成19年11月20日</p> <p style="text-align: right;">                 関東運輸局長 安原 敬裕                  東京運輸支局長 塩崎 雄二郎                  神奈川運輸支局長 笠原 悟                  埼玉運輸支局長 笠原 文典                  群馬運輸支局長 大森 茂                  千葉運輸支局長 福田 信行                  茨城運輸支局長 会田 辰三郎                  栃木運輸支局長 村上 美津男                  山梨運輸支局長 大橋 力三             </p>
記	記
I. 特定特別監視地域の指定等	I. 特定特別監視地域及び準特定特別監視地域の指定等
<p>1. 特定特別監視地域の指定</p> <p><u>次のいずれかに該当する</u> 営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。</p> <p><u>(1) 当該年度に「緊急調整地域の指定等について（平成20年7月11日付け公示）」（以下「地域指定公示」という。）の記1(1)①又は②に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域</u></p> <p><u>(2) 当該年度に地域指定公示の記1(1)③に基づいて特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が比較的大きな地域として、</u></p>	<p>1. 特定特別監視地域の指定</p> <p>平成19年度に特別監視地域として指定する営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念が特に大きな地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域を特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。</p>

概ね人口10万人以上の都市を含む営業区域

(3) 特別監視地域として指定する営業区域のうち、(1)又は(2)に準ずるものとして、関東運輸局長が指定する営業区域

## 2. 指定期間等

原則として、毎年9月1日を目途に3年を超えない範囲で期間を定めて指定するものとする。ただし、平成20年度の指定については、平成20年7月11日に指定するものとする。

## 3. タクシー事業構造改善計画

特定特別監視地域においては、当該地域に存する一般乗用旅客自動車運送事業者をその会員とする事業者の団体に対して、次の各事項の記載を含んだタクシー事業構造改善計画を作成させ、これを最寄りの運輸支局に提出させるものとする。

なお、当該計画の策定及び実施に当たっては、例えば、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会の場を活用するなどにより、当該地域の利用者や地方公共団体等の意見を聴取し、これらの意見を十分に反映させるものとする。

(1) 利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起に関する事項

(2) 運転者の労働条件の改善に関する事項

(3) 違法・不適切な経営の排除に関する事項

(4) その他必要と認められる事項

## 4. 平成19年度に指定した特別監視地域等の指定の解除

平成20年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成19年度に指定した特別監視地域、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域に係る指定について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。ただし、当該解除の前にした増車の届出及び新規許可申請に伴う各種措置については、なお従前の例による。

## 2. 準特定特別監視地域の指定

平成18年度に特別監視地域として指定し、平成19年度において特別監視地域として指定しない営業区域のうち、タクシーの供給拡大により運転者の労働条件の悪化等を通じた輸送の安全及び旅客の利便の低下を招く懸念がある地域として、概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域を準特定特別監視地域として指定することができるものとし、当該指定は公示により行うものとする。

## 3. 平成18年度に指定した特別監視地域等に係る指定の暫定的な延長の解除

平成19年度の特別監視地域等の指定に伴い、平成18年度に指定した特別監視地域及び特別重点監視地域に係る平成19年9月1日から同年12月31日までの間の指定の暫定的な延長について解除するものとし、当該解除は公示により行うものとする。

## II. 増車に関する措置

### 1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の合計数を増加させる事業計画変更（以下「増車」という。）であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や

## II. 増車に関する措置

### 1. 増車実施の際の労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域において、営業区域内の一般の需要に応じることができる事業用自動車（以下「一般車両」という。）の合計数を増加させる事業計画変更（以下「増車」という。）であって一定数以上の車両数の増加を内容とするものを実施しようとする事業者に対して、増車の届出の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、増車実施から一定期間経過した後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離があ

減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき（当該増車の登録のとき）までの提出を求めることとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域の指定時（2年以上継続して指定（準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を含む。）されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における当該事業者の一般車両の合計数（以下「基準車両数」という。）を超えることとなる増車。ただし、当該営業区域において個別に講じている施策に基づき、関東運輸局長が特別な配慮が必要と認める場合には、関東運輸局長が別途公示する車両数を基準車両数とすることができる。

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した書類（別紙様式1）

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式2）

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

る場合には、必要に応じてその状況の公表や減車の勧告を行う。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域において実施するものとし、原則として、平成19年11月20日以降に増車の届出を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、平成19年11月30日までの間に増車の届出を受理するものに限り、増車の届出の際に提出することができない場合は、増車を実施するとき（当該増車の登録のとき）までの提出を求めることとする。

(2) 対象となる増車の規模

営業区域ごとの当該事業者の一般車両の合計数が、特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の各指定時（2年以上継続して指定されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における当該事業者の一般車両の合計数（以下「基準車両数」という。）に1.1を乗じて得た車両数又は基準車両数に10両を加えた車両数のいずれか低い方の車両数を超えることとなる増車

(3) 増車の届出の際に提出を求める書類

増車を行う理由・その判断の根拠等、増車後における経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の最近の実績と増車後の目標などを記載した書類（別紙様式1）

(4) 増車実施時から6か月経過後に提出を求める書類

増車後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式2）

(5) 増車後の状況の確認等

提出された(4)の書類に記載された実績が、(3)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

(7) 関東運輸局長が必要と認める地域における実施

(2)から(6)までの措置については、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域以外の地域であって、関東運輸局長がこれらの措置を

## 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日までの間に増車の届出を受理するものであって、地域指定をした日の前日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの（当該契約書（写）の提出がある場合に限る。）に限っては適用しないものとする。

## (2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

## (3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の処理方針について（平成14年1月25日付け公示（平成20年3月27日一部改正）」の記1の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

## (4) 増車実施前の監査の実施

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。
- ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
- ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分（以下「車両使用停止以上の処分」という。）を課すこととなる法令違反（以下「違反」という。）が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
  - ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導（増車見合わせ勧告）。
  - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、④の減車の勧告を行う旨の通知（減車勧告処分の予告）。
  - ウ. ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長が文書により行うものとする。

講じることが必要と認める地域においても実施することができるものとする。

## 2. 増車届出事業者に対する事前監査制度

特定特別監視地域において、一定の増車を実施しようとする事業者について法令遵守状況の確認を行うため、増車の実施前に監査を実施し、その結果、法令遵守状況に問題がある場合には、当該事業者に対して減車の勧告を行うなどの措置を講じる。

## (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、平成19年11月20日以降に増車の届出を受理するものから適用する。ただし、平成19年12月19日までに増車の届出を受理するものであって、平成19年11月19日までに増車のための車両購入等の契約が締結されているもの（当該契約書（写）の提出がある場合に限る。）に限っては適用しないものとする。

## (2) 対象となる増車

基準車両数を超えることとなる増車

## (3) 事前届出書の提出時期

「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出の処理方針について（平成14年1月25日付け公示（平成18年9月27日一部改正）」の記1の規定にかかわらず、増車実施予定日の60日前までに届出書を提出させるものとする。

## (4) 増車実施前の監査の実施

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して監査を実施することとする。
- ② 当該監査については、労働基準監督機関との合同監査により実施するよう努めるものとする。
- ③ 当該監査を実施した結果、自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分（以下「車両使用停止以上の処分」という。）を課すこととなる法令違反（以下「違反」という。）が確認された場合には、当該監査終了時に当該事業者に対して、当該車両使用停止以上の処分が確定するまでの間の措置として、次の各措置を講じることとする。
  - ア. 当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせる旨の指導（増車見合わせ勧告）。
  - イ. 当該監査の結果に基づき、後日、車両使用停止以上の処分が確定した際に、④の減車の勧告を行う旨の通知（減車勧告処分の予告）。
  - ウ. ア及びイの指導及び通知については、運輸支局長が文書により行うものとする。



- ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続（減車に係る事業計画変更の届出。以下同じ。）を行うよう運輸支局長が文書により指導する。（減車の勧告）
- ⑤ 当該監査を実施した結果、違反が確認された事業者であって、③及び④の措置を講じたにもかかわらず、処分の確定の日から1月を経過した日までの間に減車の手続きを行わない事業者に対しては、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（平成14年1月31日付け公示（平成20年7月11日一部改正）」に定めるところにより、その後の違反行為にかかる処分日車数を4倍に加重することとする。
- ⑥ 増車を実施した事業者に対しては、違反の有無にかかわらず、定期的に繰り返し監査を実施することとする。

#### (5) 運転者確保状況及び実働率の調査

- ① (2)に該当する増車の届出受理後、増車が実施されるまでの間に、当該事業者に対して、一般車両に係る運転者の確保状況及び実働率を調査することとする。
- ② 当該調査を実施した結果、一般車両に係る運転者の確保状況又は実働率が次の基準を下回る場合には、増車が実施されるまでの間に当該事業者に対して、当該増車の届出に基づく増車の実施を当面見合わせるよう運輸支局長が文書により指導する。（増車見合わせ勧告）
- ア. 一般車両に係る運転者の確保状況 1両当たり1.5人。ただし、地域の標準的な運転者数を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その人数とする。
- イ. 一般車両に係る実働率 80%。ただし、地域の標準的な実働率を勘案して関東運輸局長が公示した場合には、その率とする。
- ③ 当該増車の届出による増車が実施された場合には、減車の手続を行うよう運輸支局長が文書により指導する。（減車の勧告）

#### (6) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(5)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

### 3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

- ④ 当該車両使用停止以上の処分が確定した際に、当該増車の届出による増車について、減車の手続（減車に係る事業計画変更の届出）を行うよう指導する。（減車の勧告）
- ⑤ 当該監査を実施した結果、違反が確認された事業者であって、③及び④の措置を講じたにもかかわらず増車を実施した事業者に対しては、増車実施から一定期間経過後に監査を実施するものとする。

#### (5) 限定解除申請事業者への準用

(1)から(4)までの措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請を伴う増車の届出について準用するものとする。

### 3. 基準車両数内の増車に対する監査の特例

特別重点監視地域及び特別監視地域（特定特別監視地域を含む。以下同じ。）においては、基準車両数を超えることとならない増車については、増車実施事業者への巡回監査（以下「増車監査」という。）の対象としないこととする。

#### (1) 実施地域及び適用開始時期

特別重点監視地域及び特別監視地域において実施するものとし、平成19年11月20日以降に増車の届出を受理するものから適用する。

#### (2) 増車実施事業者に対する監査の特例措置

地域指定公示の記3及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成14年1月31日付け公示(平成17年12月15日一部改正))」(以下「監査細部取扱通達」という。)の記1(2)⑥の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

#### 4. 一定規模以上の減車に対する監査の特例

特定特別監視地域においては、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回っている事業者(Ⅲ. 2. による引き上げ前の最低車両数基準を下回っている事業者を除く。)に対し、原則として巡回監査、呼び出し監査及び呼び出し指導(以下「巡回監査等」という。)の対象としないこととする。

##### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に減車の届出を受理するものから適用する。

##### (2) 減車実施事業者に対する監査の特例措置

監査細部取扱通達の記1(2)⑬、(3)⑤及び(4)の規定にかかわらず、減車により基準車両数を関東運輸局長が公示する基準以上下回ることとなった事業者については、巡回監査等の対象としないこととする。

### Ⅲ. 新規参入に関する措置

#### 1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者(業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可を受けようとする者を除く。以下同じ。)に対して、新規許可申請の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や是正の勧告を行う。

##### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、原則として、地域指定をした日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、前年度に特定特別監視地域、準特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けていない営業区域において、地域指定をした日から10日を経過した日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

##### (2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類(別紙様式3)を求めるものとする。

「緊急調整地域の指定等について(平成18年3月31日付け公示)」の記3(1)及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成14年1月31日付け公示(平成17年12月15日一部改正))」の記1(2)⑥の規定にかかわらず、基準車両数から一旦減車を行った後に基準車両数までの増車を行う場合は、当該減車の規模及び期間にかかわらず増車監査の対象としないこととする。

### Ⅲ. 新規参入に関する措置

#### 1. 新規許可事業者に対する労働条件等に関する報告制度

特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域において、新規許可を受けようとする者に対して、新規許可申請(業務の範囲を限定する旨の条件を付された許可の申請を除く。以下同じ。)の際に運転者の労働条件等に関する計画の提出を求めるとともに、運輸開始後の一定期間経過後にその実績の提出を求め、計画と比較して乖離がある場合には、必要に応じてその状況の公表や是

##### (1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域において実施するものとし、原則として、平成19年11月20日以降に申請を受理するものから提出を求めるものとする。ただし、平成19年11月30日までの間に申請を受理するものに限り、申請時に提出することができない場合は、許可処分時までの提出を求めることとする。

##### (2) 新規許可申請の際に提出を求める書類等

新規参入を行う理由・その判断の根拠等、運輸開始後の経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針並びに関係指標の参入後の目標などを記載した書類(別紙様式3)を求めるものとする。

(3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類  
運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式4）

(4) 運輸開始後の状況の確認等  
提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(5) 営業区域を拡大する事業者への準用  
(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ  
特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

(1) 実施地域及び適用開始時期  
特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日から1月を経過した日以降に申請を受理するものから適用する。ただし、前年度に特定特別監視地域又は特別重点監視地域の指定を受けている営業区域において、地域指定をした日から1月を経過した日の前日までの間の最低車両数に係る基準の適用については、なお従前の例による。

(2) 新規許可に係る最低車両数基準  
「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請の審査基準について（平成13年11月22日付け公示（平成20年6月30日一部改正）」（以下「審査基準公示」という。）の記4（1）の規定にかかわらず、原則として、次の基準によるものとする。

① 東京都の特別区又は政令指定都市を含む営業区域 40両

(3) 運輸開始時から6か月経過後に提出を求める書類  
運輸開始後の状況に関する評価、経営の見通し及び運転者の労働条件に関する方針の達成状況並びに関係指標の実績などを記載した書類（別紙様式4）

(4) 運輸開始後の状況の確認等  
提出された(3)の書類に記載された実績が、(2)の書類に記載された計画と比較して著しく乖離し、かつ、当該運転者の労働条件等の状況に照らして安全性や利用者の利便性を損なうおそれがあると認められる場合には、当該事業者に対してその是正の勧告を行うとともに、その状況について公表を行うこととする。

(5) 営業区域を拡大する事業者への準用  
(1)から(4)までの措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとし、この場合においては、「許可処分時」とあるのは「認可処分時」と、「新規許可申請」とあるのは「営業区域拡大に係る事業計画変更認可申請」と、「新規参入」とあるのは「営業区域拡大」とそれぞれ読み替えるものとする。

(6) 関東運輸局長が必要と認める地域における実施  
(2)から(5)までの措置については、特定特別監視地域、準特定特別監視地域及び特別重点監視地域以外の地域であって、関東運輸局長がこれらの措置を講じることが必要と認める地域においても実施することができるものとする。

2. 新規参入に係る最低車両数基準の引き上げ  
特定特別監視地域及び特別重点監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、新規許可基準のうち、最低車両数に係る基準を引き上げることとする。

(1) 実施地域及び適用開始時期  
特定特別監視地域及び特別重点監視地域において実施するものとし、平成19年12月20日以降に申請を受理するものから適用する。

(2) 新規許可に係る最低車両数基準  
「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請の審査基準について（平成13年11月22日付け公示（平成19年7月30日一部改正）」の記4（1）の規定にかかわらず20両とする。

② 概ね人口30万人以上の都市を含む営業区域 30両

③ その他の営業区域 20両

(3) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)及び(2)の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。

(4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請について準用するものとする。

### 3. 社会保険等未加入事業者に対する処分等

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、運輸開始までに健康保険及び厚生年金（以下「社会保険」という。）並びに労働者災害保険（以下「労災保険」という。）及び雇用保険（以下「労働保険及び雇用保険」を「労働保険」と、「社会保険及び労働保険」を「社会保険等」という。）に加入する旨の条件を付し、未加入事業者に対しては行政処分等を行うこととする。

なお、(5)の関係機関への照会については、具体的な照会手続等に関し、本省と関係省庁との間で引き続き協議が必要なため、照会開始時期は別途通知する。

(1) 実施地域及び適用開始時期

特定特別監視地域において実施するものとし、地域指定をした日以降に申請を受理するものから適用する。

(2) 新規許可に係る法令遵守に関する基準

審査基準公示の記10及び12の規定については、次のとおり取り扱うものとする。

① 10. 法令遵守について、(1)及び(2)の規定のほか、社会保険等加入義務者が社会保険等に加入することを加える。

② 12. 適用について、(1)から(4)の規定のほか、運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すことを加える。

(3) 運輸開始届出時の確認

運輸開始届出書を受理する際においては、次のとおり確認を行うこととする。

① 「(健康保険・厚生年金保険)新規適用届(写)」及び「労働保険/保険関係成立届(写)」(以下「確認書類」という。)を添付させ、運輸開始日から社会保険等に適正に加入していることの確認を行う。

② 運輸開始届出書に確認書類の添付がない場合は、事業者に対し加入状況を確認した上で、運輸開始届出書を受理する。

(4) 巡回監査等の実施

運輸開始届出書を受理する際に確認書類がなく、運輸開始日から社会保険等

(3) 営業区域を拡大する事業者への準用

(1)及び(2)の措置については、営業区域の拡大に係る事業計画変更認可申請について準用するものとする。

(4) 限定解除への準用

(1)及び(2)の措置については、業務の範囲を限定する旨の条件を付された事業者による当該条件の解除申請について準用するものとする。

への適正な加入が認められない場合は、巡回監査等を実施することとする。監査の結果、社会保険等の未加入が確認された場合は、行政処分等の基準に基づき処分等を行うことを事業者へ通知することとする。

(5) 関係機関への照会

巡回監査等の結果、社会保険等の未加入が確認された場合には、関東運輸局長又は運輸支局長は、次のとおり社会保険等の未加入状況について照会することとする（関東運輸局長が照会する場合には、管轄運輸支局長を経由して行う。）。

- ① 社会保険については、関係地方社会保険事務局長（地方社会保険事務局保険主管課）に対して、別紙様式5により行う。
- ② 労働保険については、関係都道府県労働局長（都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）労働保険徴収主務課室及び職業安定部職業安定主務課）に対して別紙様式6により行う。

(6) 行政処分等

社会保険等関係機関に対し社会保険等の未加入状況について照会し、未加入である旨の回答を得た場合は、道路運送法第86条第1項違反として、行政処分等の基準に基づき処分等を行うこととする。

なお、未加入事業者に対して行政処分等を行った場合は、当該処分結果について、速やかに関係機関に連絡することとする。

4. 新規許可前の現地確認

特定特別監視地域において、新規許可を受けようとする者に対しては、可能な限り現地確認を行うこととする。

附 則 （平成20年7月11日）

本公示は、平成20年7月11日以降適用する。